

2月27日の米国株式市場について

新型コロナウイルスへの懸念重なる、日本株には割安感も

2020年2月28日

主要指数が4%を超える下落に

2020年2月27日（現地）、の米国株式市場はNYダウ、S&P500、ナスダック総合の主要3指数がいずれも4%を超える下落になりました。下落の主因は新型コロナウイルスへの懸念ですが、以下のような要因が複合することで、下落が加速したとみられます。

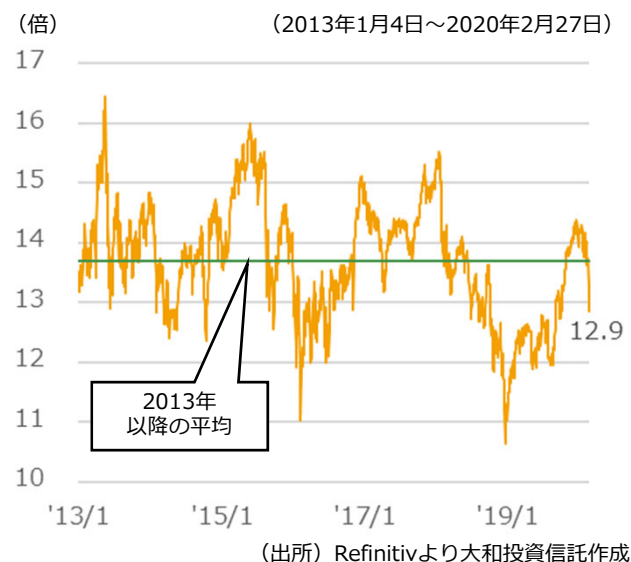
- 米国でも新たな感染者が発生するなど、中国以外での感染拡大への懸念が強まったこと
- WHO（世界保健機関）によるパンデミック（世界的な大流行）の可能性への言及を受け、投資家の不安がより高まったとみられること
- 新型コロナウイルスの影響で、アップルに続きマイクロソフトが1-3月期売上高の下振れを発表したため、業績への懸念が広がったこと
- NYダウが2月12日の最高値から10%を超える下落となり、下降トレンドへの転換懸念から売りを急ぐ投資家が多くなったとみられること

今後に関しては、引き続き中国以外での感染者数の増加ベースがいつ鈍化してくるのかに注目しています。今のところ、3月中にそのような状況が表れてくると想定しています。日本株に関しては、PER（株価収益率）やPBR（株価純資産倍率）などの指標でみて割安感が強まりつつあることから、下値余地は小さくなってきていると考えています。

NYダウの推移



TOPIXのPER（12カ月予想ベース）



当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和投資信託が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会